

勧告書の手交にあたって

委員長談話（令和８年９月25日）

本委員会は、公正中立な第三者機関として、人事院、北海道人事委員会等と共同で、市内民間事業所の給与等の実態について、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の739事業所から無作為に抽出された148事業所を対象に調査を実施したところであります。

調査により得られたデータを基に公民の給与を比較した結果、月例給については民間給与が職員給与を3.16%、11,880円上回っていること、特別給については民間の年間支給割合が職員の平均年間支給月数を0.04月上回っていることなどが認められました。

これらの状況を踏まえ、月例給については、公民較差を解消するため、行政職給料表において、人材確保が喫緊の課題であることを踏まえた初任給の引上げを行うとともに、若年層に配慮しつつ、その他の職員について令和7年を上回る引上げを勧告いたします。

また、単身赴任手当については、単身赴任者における帰宅費用等の経済的負担を軽減するため、その加算額について、新たに100km未満の距離区分を創設するとともに、支給額を引き上げる勧告をいたします。

次に、特別給についてですが、民間の支給割合との均衡を図るため、期末・勤勉手当を0.05月分引き上げるよう勧告いたします。

これらの勧告が実施されることにより、給料月額、期末・勤勉手当ともに5年連続の引上げとなり、職員の年間給与についても5年連続の増加となります。

このことは、不安定な社会経済情勢の中、複雑・多様化する行政課題へ、日々向き合う職員にとって、より一層の士気高揚につながると思います。

本委員会といたしましては、全ての職員が、自らに与えられた使命を十分認識し、誇りとやりがいを持って、職務にまい進されることを期待するところであります。

市議会及び市長におかれましては、人事委員会による勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、所要の措置を講じていただくようお願いいたします。

市民の皆様におかれましては、人事委員会が行う勧告の意義と、市政各分野において多くの職員が市民生活を支えていることについて、深いご理解を賜りたいと存じます。